



2022年5月19日

各位

会社名 株式会社昭和真空
代表者名 代表取締役執行役員社長 小俣邦正
(コード：6384)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 田中彰一
電話番号 042-764-0392

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第64回定時株主総会に、下記の定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第48条(剰余金の配当等の決定機関)及び第49条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第48条(期末配当金)及び第49条(中間配当金)を削除するものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は、剰余金の配当等について株主総会決議を排除するものではありません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第15条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 16 条～第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 23 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 48 条 当社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 49 条 当社は取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>法律省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 23 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第 48 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 50 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第 49 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>② 当社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 50 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正 規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

※ 第 22 条 (取締役の任期) の変更については、2022 年 4 月 15 日開催の取締役会で決議し、同日公表しております。

以 上